


- 2 記章の貸与に関する事務は、熊本市の小学校の教職員にあっては学校人事課長が、熊本市以外の小学校の教職員にあっては教育事務所長が行うものとする。
 - 3 記章は、学校人事課長又は教育事務所長が記章番号により記章台帳（別記第2号様式）に登録して交付するものとする。
（貸与又は譲渡の禁止）
 - 第5条 教職員は、記章を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
（記章の再交付）
 - 第6条 教職員は、記章を紛失し、又はき損したときは、記章再交付申請書（別記第3号様式）を学校人事課長又は教育事務所長に提出して、記章の再交付を受けなければならない。
（記章の返還）
 - 第7条 教職員が退職等により教職員でなくなったときは、記章を学校人事課長又は教育事務所長に遅滞なく返還しなければならない。
（雑則）
 - 第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
附 則
この訓令は、平成16年10月1日から施行する。
- 別記第1号様式（第2条関係）
記章 台 鉄（黒色）

	マーク 純金・純銀象がん サイズ 縦1.5×横1.2センチメートル 留金具 タイタック式 裏面に一連番号を付する。
-----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------

別記第2号様式（第4条関係）

記章交付台帳（平成 年度）							
本採・臨時的任用教職員（常勤）				学校名（ ）			
番号	職 種	記章番号	職員番号	氏 名	交 付 年月日	返 納 年月日	備 考

別記第3号様式（第6条関係）

記章再交付申請書	年 月 日
熊本県教育委員会 様	所属校名
	職 氏名 印
記章を次の理由により紛失（き損）しましたので、再交付されるよう申請します。 (理由)	

登 載 依 頼

熊本県立図書館協議会公告第1号

熊本県立図書館協議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。
 平成16年9月24日

熊本県図書館協議会

- 1 開催日時
平成16年9月29日（水）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本市出水二丁目5-1
熊本県立図書館3階大研修室
- 3 議題
・熊本県立図書館平成16年度主要事業について
・熊本県立図書館の運営について
- 4 傍聴人の定員
10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市出水二丁目5-1

熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課企画広報係）

（電話 096 - 384 - 5000）